

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

国民年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの期間及び43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで

申立期間①については、通常どおりの生活をしており、国民年金保険料を滞納することが無いよう注意して納付してきた。

また、結婚後は私が妻の国民年金保険料も一緒に納付してきたが、申立期間②に係る妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまで、申立期間を除き保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立期間①については、申立人とその妻が婚姻する直前ではあるものの、申立人がその妻の婚姻後の国民年金保険料を納付し始め、併せて過去の未納保険料についても特例納付させるなど、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがわれるところ、その申立人が申立期間①に係る自分の保険料を未納とすることは不自然である。

さらに、申立期間②については、婚姻後であり、申立人が夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻の保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立期間①及び②の前後における国民年金保険料は納付済みであるところ、申立期間①及び②の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、家業も順調で収入も安定していたとしていることから、申立人の

保険料のみを未納とする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の保険料が未納となっている旨回答を受けた。

当時は、私の妻の国民年金保険料と併せ、自宅近くのA銀行B支店で納付していたが、妻の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の保険料だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続について、会社を辞めてすぐに健康保険から国民健康保険への切替手続を行った際に市役所窓口で一緒に手続を行ったと主張しているところ、申立人の妻のオンライン記録を見ると、申立期間直前の申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日付けで、それまで国民年金の任意加入被保険者であった申立人の妻は強制加入被保険者へ切替手続が行われていることが確認できることから、当時、申立人の主張どおり適切に厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を常に一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録で申立人の保険料納付年月日が確認できる平成3年4月から5年8月までの期間すべてについて、夫婦共に同一日に保険料を納付していることが確認できる上、申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人の記憶によれば、申立期間当時に納付した国民年金保

険料は1万2,000円ほどであったと述べているところ、申立期間の保険料のうち、昭和60年1月から同年3月までは一人当たり月額6,220円であり、同年4月から61年3月までは6,740円であることから、申立人は夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで
③ 昭和59年4月から60年3月まで

初めのころは、私が市役所か銀行で国民年金保険料を納付していた。いつころからか夫が納付するようになったが、常に二人分を一緒に納付していたので、片方が納付済みで片方が納付していないということは無い。

夫と別居してから市役所に行って聞いた時に、国民年金保険料を納付していない期間があると言われ、その時は母に全部納付してもらったので、未納は無くなったはずである。その後は、生活が楽ではなかったが1か月から3か月分ずつきちんきちんと納付してきたので、未納は無いはずである。1年分とか2年分とかまとめて納付したことは無く、市役所からの納付書以外で納付したことも無い。

それにもかかわらず、65歳になって年金の受給手続に行った時に気付いたが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は「常に二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、夫だけが納付済みで私が未納ということは無い。」と主張しているところ、当該期間に係る申立人の夫の保険料は納付済みであることがオンライン記録により確認できる上、申立人がそ

の夫と同居していた昭和 36 年から 53 年ころまでの保険料納付記録を見ると、申請免除期間の保険料が追納されるまでは、申立人とその夫は保険料納付又は免除の記録が申立期間を除いて一致しており、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

また、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人がその夫と別居後の昭和 53 年ころに 44 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 53 年 3 月までの申請免除期間となっていた 7 年分の国民年金保険料を一括して追納していることが確認できるほか、申立人は、申立期間を除いて未納は無いことから、納付意識が高かったものと考えられる。

一方、申立期間③については、申立人は「夫と別居後は生活が楽ではなかったが、市役所からの納付書で 1 か月から 3 か月分をきちんと納付してきたので国民年金保険料の未納は無いはずであり、1 年分とか 2 年分とかまとめて納付したことは無い。」と主張しているものの、A市の国民年金被保険者名簿により、当該期間直後の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間を過年度納付していることが確認でき、その主張とは符合しない。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から50年3月まで

私は、昭和49年ころ、A市役所の職員から国民年金の加入についての話を聞き、国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料を一括納付するよう勧められたので、保険料を一括納付した。

その後、「残りの未納期間の国民年金保険料を納付しなければ将来年金が受給できなくなりますよ。」と督促されたので、未納分の保険料を一括で昭和49年ころにA市役所年金課に納付した。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和49年ころ、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月19日以降に払い出されている上、オンライン記録により36年4月1日に遡^{そきゅう}及して国民年金被保険者資格を取得していることから、49年ころは、国民年金の加入手続を行っておらず、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和52年度の時点において、保険料の納付可能な昭和50年4月から52年3月までの保険料を過年度納付し、その上で36年4月から44年10月までの保険料を、第3回特例納付が実施された時期に納付したことが確認できる。

これについては、当該時点において、申立人の年齢は既に46歳になっ

ており、過年度納付が可能な期間を含めて 60 歳に到達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付したとしても年金受給資格に最低限必要な納付月数（300 月）を満たすことができないことから、年金受給資格に必要な期間を満たすために、過年度納付及び特例納付を行ったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、昭和 34 年以降 A 市から住所変更をしたことが無いことから、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入時期や国民年金保険料の納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。